

令和8年2月

お客様各位

半田信用金庫

貸金庫規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、下記の通り貸金庫規定を改定いたします。

なお、改正後の規定は、従前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

今後もお客様に安心して貸金庫をご利用いただけますよう、管理態勢の強化やサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改正の対象となる規定

貸金庫規定

2. 主な改正内容

- (1) 貸金庫に格納いただけないものに「現金」、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の不正利用防止の観点からリスクの高いと考えられるもの」、「危険物や変質・腐敗のおそれがあるもの」等が追加
- (2) 貸金庫の利用目的を書面等で申告いただくことを追加

※規定改正の詳細は新旧対照表のとおりです。

3. 改正日

令和8年3月1日（日）

4. ご留意点

現在、貸金庫内に「現金」を格納されているお客様におかれましては、次回ご来店時等に「現金」のお取り出しをいただきますようお願い申し上げます。

※ご不明な点がございましたら、貸金庫ご契約店舗へお問い合わせください。

以上

○ 貸金庫規定 新旧対照表（2026.03）

改正前	改正後
1. (格納品の範囲) 追加	1. (格納品の範囲) (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの
追加	2. (利用目的の確認) (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。 (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。
2. (契約期間等)	<u>3.</u> (契約期間等)
3. (使用料)	<u>4.</u> (使用料)
4. (鍵の保管)	<u>5.</u> (鍵の保管)
5. (貸金庫の開閉等)	<u>6.</u> (貸金庫の開閉等)
6. (届出事項の変更等)	<u>7.</u> (届出事項の変更等)

- 7. (成年後見人等の届出等)
- 8. (印章・鍵・利用カード喪失時等の取扱い)
- 9. (印鑑照合・暗証照合等)
- 10. (損害の負担等)
- 11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

- 12. (取引制限)
- 13. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することが出来ます。この場合、正鍵・利用カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ、貸金庫を直ちに明渡して下さい。尚、正鍵・利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の1つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡して下さい。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名または名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- 8. (成年後見人等の届出等)
- 9. (印章・鍵・利用カード喪失時の取扱い)
- 10. (印鑑照合・暗証照合等)
- 11. (損害の負担等)
- 12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

- 13. (取引制限)
- 14. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することが出来ます。この場合、正鍵・利用カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ、貸金庫を直ちに明渡して下さい。尚、正鍵・利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の1つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡して下さい。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名または名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

<p>①～⑦省略</p> <p>⑧ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって借主等について確認した事項または第12条第1項もしくは第2項の定めにもとづき借主等が回答または届出た事項について、借主等的回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき。</p> <p>⑨⑩省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、第3条第3項にもとづき返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払って下さい。尚、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落としできるものとします。</p> <p>(5) 第1項から第3項の明渡しが3カ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時価値格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。尚、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求める能够とするものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>1.4. (貸金庫の修繕、移転等)</p> <p>1.5. (緊急措置)</p> <p>1.6. (譲渡、転貸等の禁止)</p> <p>1.7. (規定の変更)</p>	<p>①～⑦省略</p> <p>⑧ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって借主等について確認した事項または第<u>1.3</u>条第1項もしくは第2項の定めにもとづき借主等が回答または届出た事項について、借主等的回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき。</p> <p>⑨⑩省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、第<u>4</u>条第3項にもとづき返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払って下さい。尚、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第<u>4</u>条第1項の方法に準じて自動引落としできるものとします。</p> <p>(5) 第1項から第3項の明渡しが3カ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、<u>時期</u>、<u>価格</u>等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。尚、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求める能够とするものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p><u>1.5.</u> (貸金庫の修繕、移転等)</p> <p><u>1.6.</u> (緊急措置)</p> <p><u>1.7.</u> (譲渡、転貸等の禁止)</p> <p><u>1.8.</u> (規定の変更)</p>
--	---